

法科大学院認証評価に関するQ & A

平成17年2月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

I 総 則

- Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証することか。 . . . 1
- Q 2 学年進行中の法科大学院も評価の対象となるのか。 . . . 1
- Q 3 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。 . . . 1
- Q 4 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。 . . . 1
- Q 5 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、法科大学院の独自性を活かした評価を保証できるのか。 . . . 2
- Q 6 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。 . . . 2

II 評価の基準

- Q 7 評価基準において、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等と判断できるのか。 . . . 3
- Q 8 解釈指針 1-1-2-1 において、司法試験の結果が考慮されるのか。 . . . 3
- Q 9 解釈指針 2-1-1-1 の「学部での法学教育との関係を明確にした上で」とは、ということか。 . . . 4
- Q10 解釈指針 2-1-2-4 において、展開・先端科目について、「実務との融合をも図る教育内容であること」としているのは、実定法以外の科目については、拘束力が強すぎるのではないか。 . . . 4
- Q11 解釈指針 2-1-3-1 及び解釈指針 2-1-3-2 における、法律基本科目と法律実務基礎科目の単位数に関する規定は、どのように違うのか。 . . . 4
- Q12 解釈指針 2-1-3-2（3）の「単位を認定することは要しない」とは、ということか。 . . . 4
- Q13 基準 3-1-2 では「50 人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1 では、「80 人を超えていないこと」とある。この規定の趣旨はどのようなものか。（標準と許容範囲の差が大きくないか。） . . . 5
- Q14 基準 3-2-1（2）と基準 4-1-1（1）で、成績評価について学生への周知が規定されているが、どのように異なるのか。 . . . 5
- Q15 基準 3-2-1（3）「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準 7-1-1「履修指導の体制が十分にとられていること」の内容は重複していないか。 . . . 5
- Q16 解釈指針 3-2-1-3 の「確実」の判断基準について、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。また、「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること」とあるが、なぜ基準に講義の要素が盛り込まれていないのか。 . . . 5
- Q17 基準 3-3-1 の「最終年次」とは、何年次のことか。 . . . 6

Q18	基準 3-3-1 に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。	6
Q19	解釈指針 3-3-1-3 において、履修科目登録単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨について、説明願いたい。	6
Q20	解釈指針 4-1-1-1 において、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方」について、学生への周知を規定しているが、この意味は何か。	6
Q21	解釈指針 4-1-1-2 や解釈指針 5-1-1-3 等、「例えば次のものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示の措置をすべて実施していることをもって措置を講じていると考えるのか。または、どれか一つでもよいのか。	7
Q22	解釈指針 4-1-1-2 の「筆記試験採点の際の匿名性」について、説明願いたい。	7
Q23	基準 4-1-1 及びその解釈指針において、成績評価の方法として、筆記試験以外について定められていないのはなぜか。	7
Q24	解釈指針 4-1-1-4 において、再試験について定めているが、当法科大学院では、必修科目について不合格になった者に再試験を実施している。これは、最初の判定で遠慮なく点をつけ、不合格者に再勉強をしてもらうという趣旨に基づくものであるが、大学によっては、厳格な成績評価をするために再試験をすべきでないと考えているところもあると聞いている。機構の評価の際には、そのような大学による方針の違いをどのように判断するのか。	7
Q25	基準 4-1-3 において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。	8
Q26	当法科大学院では、単位不足で原級留置となった者について、合格した科目についてはそのまま単位を認め、不合格科目についてのみ、再履修をさせる制度となっているが、大学によっては、より厳格に合格科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっているところもあると聞いている。この点、機構の評価に際して、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。	8
Q27	解釈指針 4-2-1-1 において、修了の認定に必要な修得単位数に上限を設定している趣旨について、説明願いたい。	8
Q28	解釈指針 4-3-1-2 で「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。	8
Q29	解釈指針 6-1-3-1 で「著しく多い場合」とは、どの程度か。	9
Q30	解釈指針 6-1-5-2 に規定されている「社会人等」の定義はあるのか。	9
Q31	解釈指針 6-2-1-2 の「恒常的」とは、どのくらいか。	9
Q32	基準 7-1-3 の「教育補助者」とは、どのような例があげられるのか。	9
Q33	解釈指針 8-2-1-3 について、「七法にすべて専任教員が置かれていればよい」ということでよいのか。	9
Q34	解釈指針 8-2-2-2 において、ジェンダー・バランスを定めていないのはなぜか。	10
Q35	基準 8-4-1 の「各法科大学院における教育上主要と認められる科目」とは、具体的にどのような科目を指すのか。	10

- Q36 解釈指針 8-5-1-1 の「年間 30 単位以下であることとし、年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい」とあるが、条件が緩すぎないか。・・・10
- Q37 基準 8-5-2 で「相当の研究専念期間」を定めている趣旨は何か。・・・10
- Q38 基準 9-3-2 「毎年度、公表していること」の『毎年度』について、・・・11
その開始時期は、開設初年度からか。

III 評価の組織と方法等

- Q39 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。・・・12
- Q40 自己評価担当者等に対する研修に、当該年度に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。・・・12
- Q41 評価担当者の推薦について、広く推薦を求めるとあるが、大学として何人推薦すればよいのか。また、評価担当者となると、本務に支障を来すことが考えられるので、推薦したくないのが本音であるが、推薦しなかった場合、ペナルティーが課せられるのか。・・・12
- Q42 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・12
- Q43 機構の評価担当者に対する研修について、内容や具体的実施日程は決まっているのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関の負担か、機構負担か。・・・13
- Q44 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・13
- Q45 機構における基準ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「基準を満たしていない」の判断がなされるのか。・・・13
- Q46 認証評価において、各法科大学院が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。・・・13
- Q47 評価方法に記載されている「書面調査では確認することのできない内容等」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。・・・14
- Q48 訪問調査では、具体的に何人の評価担当者が訪問し、何日間にわたって調査を行うのか。・・・14
- Q49 訪問調査における学生、修了生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。・・・14
- Q50 修了生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。・・・14
- Q51 訪問調査における修了生との面談時の旅費等は、試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）と同様に機構側で負担してもらえるのか。・・・15

- Q52 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手續（2月）まで・・・15
1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。
- Q53 評価結果の公表の際は、評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。・・・15
- Q54 評価基準を満たしていないと判断された法科大学院は、評価結果で「基準を満たしていない法科大学院」として社会に公表されるのか。・・・15
- Q55 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。・・・15
- Q56 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。・・・16
- Q57 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・16
- Q58 「機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。・・・16
- Q59 評価手数料の金額について教えてほしい。・・・16

IV 自己評価書の作成

- Q60 機構の認証評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。・・・17
- Q61 基準1-1-1及び基準1-1-2は、法科大学院が満たすべき要件を包括的に定めた基準であると考えられるが、どのように自己評価を行えばよいのか。・・・17
- Q62 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。・・・17
- Q63 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。・・・17
- Q64 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・18
- Q65 自己評価実施要項の別紙2「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」にある資料は、必ず全部提出するのか。・・・18
- Q66 基準に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。・・・19
- Q67 取組や活動によっては、根拠となる資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。・・・19
- Q68 「字数制限を超える場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。・・・19

- Q69 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多く・・・20
の資料を添付してもかまわないのか。
- Q70 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等もすべて記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャニングで電子媒体に貼り付けることでよいのか。
- Q71 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付すべきか。
- Q72 自己評価を行った取組や活動すべてが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

V その他

- Q73 評価の検証はいつ行われるのか。(評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。)・・・22
- Q74 予備評価の効果及び本評価との関連性について、伺いたい。・・・22
- Q75 予備評価の評価結果の公表は、どのように行うのか。・・・22
- Q76 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、伺いたい。・・・22
- Q77 他の認証評価機関と異なる点(特徴など)はあるのか。・・・23

I 総 則

Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証することか。

A 認証評価とは、学校教育法第69条の3第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を意味します。認証評価機関が当該法科大学院を認証するという意味ではありません。なお、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条第3項に規定されているとおり、認証評価の結果、評価基準に適合していると認めた場合には、認証評価機関は当該法科大学院を適格認定します。

Q 2 学年進行中の法科大学院も評価の対象となるのか。

A 学年進行中の法科大学院においては、修了生が出ていないため基準のすべてについての適合状況の評価が困難であり、適格認定を行うことができないことから、本評価の申請を受付けないこととしています。なお、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために、予備評価を設けています。（予備評価については、Q59、Q74、Q75を参照）

Q 3 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。

A 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質の保証」は、認証評価機関としての立場から機構が独自に設定する法科大学院評価基準（適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの）について、法科大学院がこれを満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各法科大学院の教育活動等の質を保証するものです。

各法科大学院の教育活動等の質は、各法科大学院の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育活動等に関して各法科大学院が有する目的を踏まえて行います。

Q 4 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 評価基準に基づく適格認定評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは自己評価実施要項の「II 評価の基本的な方針」（1ページ）をご覧ください。

Q 5 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で，法科大学院の独自性を活かした評価を保証できるのか。

- A 機構の認証評価では，各法科大学院の個性の伸長に資する評価となるよう，教育活動等に関して各法科大学院が有する目的を踏まえ，書面調査及び訪問調査によって各法科大学院の教育活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため，評価基準の設定においても，各法科大学院の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに，法科大学院の教育活動等を適切に評価するため，法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験のある者によって評価を実施します（必ずしも分野ごとの専門家だけとは限りません。）。
- また，機構としては，評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い，この評価の趣旨を十分理解していただくことによって，各法科大学院の個性の伸長に資する評価が実施できるようにします。

Q 6 各法科大学院の教育活動等の特色について，どのように評価するのか。

- A 機構が実施する評価は，「我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに，その個性的で多様な発展に資すること」を目的として実施することとしています。このため，各法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう，各基準を満たしているかどうかの判断に加え，評価基準に基づいて，法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし，教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにすることとしています。

II 評価の基準

Q 7 評価基準において、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等と判断できるのか。

A 評価では、まず、法科大学院が有する教育活動等の目的を踏まえて、基準ごとに、それに関わる法科大学院の教育活動等の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、自ら評価することが必要であり、このことが法科大学院の教育等の質の向上につながるものと考えています。「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等の表現で示された基準や解釈指針に関して、自己評価においては、法科大学院自らが考える「適切」性などに照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、法科大学院の目的を踏まえて、基準ごとに教育活動等の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性などを判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足る「適切」性などが求められることとなります。

なお、法科大学院の目的によって、「適切」等に求められる内容は異なるため、その内容を一律に規定することは困難であると考えています。仮に、評価に際して法科大学院と機構の間に「適切」等に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、法科大学院の教育活動等の改善を促進するために役立つことであり、本評価の目的に資することでもあると考えています。

Q 8 解釈指針1-1-2-1において、司法試験の結果が考慮されるのか。

A 中央教育審議会の答申や法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律にあるように、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」、「法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保」といった制度本来の趣旨から、法科大学院の教育と課程については、新司法試験対策のみを行う教育となってしまうと考えています。隣接科目や選択科目の履修が十分に確保されているか、授業の内容が過度に試験対策的なものになっていないか等については、他の基準で評価を行います。すなわち、新司法試験の合格率については、全く考慮しないというわけではありませんが、合格率のみを重視するような評価とならないように配慮することとしています。

**Q 9 解釈指針 2-1-1-1 の「学部での法学教育との関係を明確にした上で」とは、
ということか。**

A これは、「従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものととらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない」（中央教育審議会答申）という趣旨であり、各法科大学院の工夫あるカリキュラムのコース編成や法学既修者の取扱い（どのような試験での認定か）等により判断することとなります。

**Q10 解釈指針 2-1-2-4 において、展開・先端科目について、「実務との融合をも
図る教育内容であること」としているのは、実定法以外の科目については、拘束力が
強すぎるのではないか。**

A 「実務との融合を図る」ではなく、「実務との融合をも図る」となっていることに留意してください。法科大学院制度の理念が、理論と実務の架橋にあることにかんがみると、展開・先端科目についても、程度の差はあれ、実務的な問題への配慮は必要であると考えています。

**Q11 解釈指針 2-1-3-1 及び解釈指針 2-1-3-2 における、法律基本科目と法
律実務基礎科目の単位数に関する規定は、どのように違うのか。**

A 法律基本科目と法律実務基礎科目の単位数の規定について、両者の単位数の意味は明らかに異なります。

法律基本科目については、解釈指針 2-1-3-1 で文字通りの「標準」を定めるものであり、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提に、基準 4-2-1（2）で最低限度の必要修得単位数を示すとともに、解釈指針 2-1-3-1 で上限を設定しています。

これに対し、法律実務基礎科目については、基準 4-2-1（2）の最低限度の必要修得単位数と解釈指針 2-1-3-2 の単位数が一致しており、法律基本科目のような意味での「標準」ではありません。また、法律基本科目のような上限設定がない点でも解釈指針 2-1-3-1 とは趣旨が異なります。

**Q12 解釈指針 2-1-3-2（3）の「単位を認定することは要しない」とは、どうい
うことか。**

A 法情報調査及び法文書作成について、「単位を認定することは要しない」の意味は、（1）法情報調査及び法文書作成についての教育が行われていること、（2）その教育に当たって、独立の科目として単位認定を行うか、各授業科目の中でそのような指導を行うかは各法科大学院の判断に委ねられていること、にあります。なお、それ以外の科目について、反対解釈をして、すべて独立の科目とすべきだとする趣旨ではありません。

Q13 基準3-1-2では「50人を標準とすること」とあるが、解釈指針3-1-2-1では、「80人を超えていないこと」とある。この規定の趣旨はどのようなものか。（標準と許容範囲の差が大きくないか。）

A 基準3-1-2は、一般的な規定である基準3-1-1を受けて、法律基本科目について特に具体的な数値を示したものであり、それ以外の科目については、これと異なる人数が標準となることも十分考えられます。

80人を超えないことを原則としているのは、入学実員が入学定員を上回ることがあり得ること、2年目以降は原級留置や科目再履修などの可能性があり、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものです。

ここでの「標準」は、法律基本科目の標準単位数とはやや異なり、50名よりも少ない人数で行われるのは、むしろ原則として望ましいと考えられます。（極端に少ない場合は、参加者相互の多方向的な議論ができるかどうかの観点から評価することとなります。）

なお、法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であり得ることから、具体的な標準人数をあげることは困難であると考えています。

Q14 基準3-2-1（2）と基準4-1-1（1）で、成績評価について学生への周知が規定されているが、どのように異なるのか。

A 基準3-2-1（2）でいう成績評価の基準と方法は、各科目について、どのような要素（筆記試験、レポート、口頭発表等）をどのように評価するかという問題であるのに対し、基準4-1-1（1）では、例えば、AからEまでの5段階評価について、どのような基準でその分布を定めるか、相対評価なのか絶対評価なのか等に関するものを想定しています。

Q15 基準3-2-1（3）「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準7-1-1「履修指導の体制が十分にとられていること」の内容は重複していないか。

A 基準3-2-1（3）では、各授業科目において授業時間学習と時間外学習との連携が適切に図られているかを定め、基準7-1-1では、カリキュラム全体に関する履修指導体制について定めたものです。

Q16 解釈指針3-2-1-3の「確実」の判断基準について、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。また、「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること」とあるが、なぜ基準に講義の要素が盛り込まれていないのか。

A 授業科目によっては、双方向的又は多方向的な討論の程度の差があることは否定できず、その内容を一律に規定することは困難であると考えられます。このため、評価に当たっては、各法科大学院の状況を踏まえ、分析を行い、基準を満たしているかどうかを

判断することとしています。

また、法科大学院には、ただ知識を詰め込む教育からの脱却及び法科大学院の教育理念である創造的な思考力、法的分析能力、法的議論能力等の育成を求められています。いかなる科目であれ、一方的な講義形式、すなわち教員が教壇から一方的に話し、学生は受動的にノートをとるだけの授業スタイルを克服しようとする努力が必要であること（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第1号「・・・少人数による密度の高い授業・・・」）にかんがみると、講義的要素の観点を基準や解釈指針に盛り込むことはかえってミスリーディングになりかねず、適切でないと考えています。

Q17 基準3-3-1の「最終年次」とは、何年次のことか。

A 標準修了年限からすると3年次が原則であると考えられますが、既修者2年次についてもこの場合に当たることを明確にし、また、進級制により原級留置となった場合の年次に関する疑問を避ける等の理由から、最終年次としています。

Q18 基準3-3-1に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。

A 各年次における履修科目登録単位数の上限は、原則として合計36単位、最終年次は44単位と定められています。よって、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限についても原則として合計36単位、最終年次は44単位です。また、最終年次で原級留置となった場合は、翌年も最終年次ですので、44単位が履修科目登録単位数の上限となります。

Q19 解釈指針3-3-1-3において、履修科目登録単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨について、説明願いたい。

A 履修科目登録単位数の上限設定の目的は、「学生の準備学習を前提とした双方向、多方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐ」（中央教育審議会答申）ことにあり、その趣旨からすれば、再履修科目についても、あらためて十分な予習・復習が必要と考えられることから、再履修科目を含めることが適当と考えています。

Q20 解釈指針4-1-1-1において、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方」について、学生への周知を規定しているが、この意味は何か。

A 成績評価の基準として成績のランク分け等の明確化を求めているのは、あらかじめ成績評価の考慮要素を明らかにすることが必要と判断したものです。なお、絶対評価方式を採用することを否定したものではなく、絶対評価方式を採用場合にあっては、科目間において、また教員間において、絶対評価の尺度が共有されていることが重要です。

Q21 解釈指針 4－1－1－2 や解釈指針 5－1－1－3 等、「例えば次のものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示の措置をすべて実施していることをもって措置を講じていると考えるのか。または、どれか一つでもよいのか。

A 解釈指針 4－1－1－2 等にした事項は、あくまで例示であり、例示された措置を必ず実施することを求めているものではありません。まして、例示された措置のすべてを実施している場合にのみ、措置を講じていると判断するものではありません。例示されたもの以外の何らかの措置によって基準の内容を満たしていると各法科大学院が判断する場合には、その内容を記述していただくことになります。

Q22 解釈指針 4－1－1－2 の「筆記試験採点の際の匿名性」について、説明願いたい。

A 成績評価に当たっては、広い意味で、平常点（レポートなどを含めて）が重要な要素になると思われますが、多くの法科大学院において、通常の授業については、筆記試験の占める割合が高いと推測されます。成績評価者の恣意等を避けるためにも、匿名性は重要な要素であると考えています。他方、小規模の法科大学院においてはあまり意味がない場合も考えられます。そこで、解釈指針 4－1－1－2 は、「措置として、例えば次のものが考えられる」として、匿名性確保が例示であることを示しています。匿名性を確保する方法としては、学生には答案用紙に学生番号・氏名をともに記載させ、採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする工夫等があげられます。

Q23 基準 4－1－1 及びその解釈指針において、成績評価の方法として、筆記試験以外について定められていないのはなぜか。

A 成績評価の方法については、クラスの規模や授業の性質などの相違を考慮する必要があるため、筆記試験以外の諸要素に関し一律の基準を作成することには疑問があり、筆記試験以外は特に触れていません。なお、プロセスとしての教育の重要性は当然であり、それらは、教育手法における討論の重視などにおいても考慮されています。

Q24 解釈指針 4－1－1－4 において、再試験について定めているが、当法科大学院では、必修科目について不合格になった者に再試験を実施している。これは、最初の判定で遠慮なく点をつけ、不合格者に再勉強をしてもらうという趣旨に基づくものであるが、大学によっては、厳格な成績評価をするために再試験をすべきでないと考えているところもあると聞いている。機構の評価の際には、そのような大学による方針の違いをどのように判断するのか。

A 機構の評価は、基準 4－1－1 において、厳正で客観的な成績評価が行われていることを求めています。この厳正で客観的な成績評価の方法は、各法科大学院において多様であり、再試験そのものを否定するものではありません。解釈指針 4－1－1－4 において「筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること」と規定しています。

Q25 基準４－１－３において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。

A 進級制以外の方法（例えば、一定の先行科目の単位修得を次の特定の科目履修の要件とする方法など）については、どの範囲で実施されるかについて、法科大学院によって大きな相違がある可能性が高く、基準とすることが困難であると思われます。他の方法によって履修成果を確保する場合には、解釈指針４－１－３－２にしたがって、その理由を明らかにすれば足りると思われられます。

Q26 当法科大学院では、単位不足で原級留置となった者について、合格した科目についてはそのまま単位を認め、不合格科目についてのみ、再履修をさせる制度となっているが、大学によっては、より厳格に合格科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっているところもあると聞いている。この点、機構の評価に際して、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。

A 基準４－１－３で規定する進級制（一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度）の具体的な内容については、各法科大学院の理念や考え方により多様であり得ますが、厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みとして、段階的履修を可能とする進級制が採用されているかどうかを評価することとしています。

解釈指針４－１－３－１において、再履修を要する科目の範囲などの原級留置の場合の取扱いが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていることを定めていますが、これは基準４－１－３に規定する段階的履修の趣旨に適合しているかどうかをも評価するものです。

Q27 解釈指針４－２－１－１において、修了の認定に必要な修得単位数に上限を設定している趣旨について、説明願いたい。

A 修了認定に必要な修得単位数の上限設定の目的は、Q 19にもあるように、「学生の準備学習を前提とした双方向、多方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐ」（中央教育審議会答申）ことにあります。また、設置審査の経緯からしても、「強い指導」には当たらない限度として、102単位を上限と定めています。

Q28 解釈指針４－３－１－２で「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。

A 公平を保つことができるような措置の具体例として、例えば、ある法科大学院の入学者選抜試験において、同じ大学の法学部で比較的最近出題された問題と類似の問題を出題しない、また、試験の出題者の学部授業を履修していた者が有利となるような、出題者の個性を強く反映した問題を出題しない、等が考えられます。

Q29 解釈指針 6－1－3－1で「著しく多い場合」とは、どの程度か。

A 法科大学院は、多様性の確保のために必要な具体的な措置を提示することが必要であり、入学者選抜においても、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる必要性が求められています。このことから、自校出身者の割合が著しく多い場合は望ましくないといえます。しかし、現段階では、具体的に数字をあげて規定することは難しいと考えています。入学志願者の動向等に応じて不断に見直されていくべきものと考えています。

Q30 解釈指針 6－1－5－2に規定されている「社会人等」の定義はあるのか。

A 設置審査の場合でも、一般的に定義はされていなかったことから、各法科大学院の自主的判断にゆだねられています。そこで、基準においても一般的な定義を行っていません。
なお、評価に当たっては、各法科大学院でどのような定義をしているかを自己評価書に記述してください。

Q31 解釈指針 6－2－1－2の「恒常的」とは、どのくらいか。

A 「恒常的」を具体的に数字をあげて規定することは、難しいと考えています。目安として、一時的に在籍者が収容定員を上回った場合で、改善措置が採られている場合は、該当しないと考えています。

Q32 基準 7－1－3の「教育補助者」とは、どのような例があげられるのか。

A 教育補助者とは、TAや様々な内容に関するアドバイザーなどが想定できます。なお、名称は各法科大学院によって異なることが考えられます。

Q33 解釈指針 8－2－1－3について、「七法にすべて専任教員が置かれていればよい」ということでよいのか。

A 法律基本科目を担当する教員については、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専任教員」としています。これは、設置審査における基準と同様の趣旨であると考えています。

Q34 解釈指針 8-2-2-2 において、ジェンダー・バランスを定めていないのはなぜか。

A 試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別，教育分野別及び研究分野別の評価）では，ジェンダー・バランスの問題も評価の要素に含まれていましたが，適格認定のための基準の要素として掲げることは困難であると考えています。しかし，それは，ジェンダー・バランスを考慮しなくてよいということではなく，法科大学院として，ジェンダー・バランスの考慮は望ましいことであると考えています。

Q35 基準 8-4-1 の「各法科大学院における教育上主要と認められる科目」とは，具体的にどのような科目を指すのか。

A 「教育上主要と認められる科目」としては，法科大学院教育のコアとなる科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目などがあげられます。

なお，解釈指針 8-4-1-1 では，「教育上主要と認められる科目」のうち必修科目については，その科目が細分化され，あるいは同時に複数開講されることがあることを考慮し，そのすべての授業が専任教員によって担当されていることを要求するものではありませんが，おおむね 7 割以上は専任教員が授業の担当者となっていることを求めています。

Q36 解釈指針 8-5-1-1 の「年間 30 単位以下であることとし，年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい」とあるが，条件が緩すぎないか。

A 法科大学院の教育の質を維持し，双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには，教員の授業負担に限界があることから，学生の履修に上限を設けた規定と同様に，授業負担にも上限を設ける必要があります。年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましいと考えていますが，解釈指針 8-5-1-1 の授業負担 30 単位については，法科大学院が開設間もない状況であり，専任教員としての資格を認められる教員数に一定の制約があるほか，授業負担が法科大学院に限定されていないという現状を考慮したものです。この単位数は，当該大学の他の研究科，学部の授業負担のみならず，他大学における非常勤講師の負担を含むとする点で，教員一人当たりの授業負担が過大なものとならないよう配慮しています。

Q37 基準 8-5-2 で「相当の研究専念期間」を定めている趣旨は何か。

A 基準 8-5-2 の設定の趣旨として，具体的に，サバティカルの問題を掲げることに意味があると考えています。大学の事情によって実現の可能性には差があると思われますので，基準 8-5-2 も「努めていること」とするにとどめています。また，評価を行う時期の法科大学院を取り巻く状況によって，若干，評価に幅が出てくることも考えられます。

Q38 基準 9－3－2「毎年度、公表していること」の『毎年度』について、その開始時期は、開設初年度からか。

A 機構としては、法科大学院が当該法科大学院の教育活動等の状況について、積極的に情報を提供することが必要であると考えています。とりわけ、幾つかの事項についての情報提供の重要性を考慮し、基準 9－3－2 によって、法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、文書により、毎年度、公表していることを求めています。この趣旨から、各法科大学院の重要事項の公表は、当該法科大学院開設年度から行われることを想定しています。

ただし、初回の評価においては、法科大学院側の公表に係る体制の整備状況等を考慮し、必ずしも開設初年度から公表がなされていない場合であったとしても、そのことだけをもって基準を満たしていないとするのではなく、実際の評価の時点で、それまでの過去の状況等を総合的に判断して、適切に公表されているといえるかどうかを評価するものと考えています。

III 評価の組織と方法等

Q39 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。

A 自己評価担当者等に対する研修では、自己評価書の作成等に関して説明を行う予定です。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的にかんがみ、参加者の選定に関しては、各法科大学院の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q40 自己評価担当者等に対する研修に、当該年度に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。

A 原則としては、機構に評価の申請を行った法科大学院を対象としていますが、申請を行っていない法科大学院についても、希望があれば活用していただけるようにしたいと考えています。

Q41 評価担当者の推薦について、広く推薦を求めるとあるが、大学として何人推薦すればよいのか。また、評価担当者となると、本務に支障を来すことが考えられるので、推薦したくないのが本音であるが、推薦しなかった場合、ペナルティーが課せられるのか。

A 評価担当者の推薦については、現在検討中です。機構としては、評価は、「新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るため」（中央教育審議会答申）という法科大学院認証評価制度の目的及びピア・レビューを中心とした評価の基本的な方針を十分ご理解いただき、ご協力いただけるようお願いするところです。また、その性格上、推薦しなかった場合のペナルティーが課されるものではありません。

Q42 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。評価担当者は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て決定します。

Q43 機構の評価担当者に対する研修について、内容や具体的実施日程は決まっているのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関の負担か、機構負担か。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施する予定としておりますが、詳細については現在検討を進めているところです。

研修に伴う旅費や謝金については、機構が委嘱する委員であるため、機構負担としています。

Q44 書面調査の実施内容・方法はどのようなになっているのか。

A 書面調査は、対象法科大学院から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った評価担当者が調査・分析します。書面調査では、「基準ごとの分析・判断」及び「優れた点及び改善を要する点等の抽出」を行います。これらの書面調査は、評価担当者が各自で分析・整理した上で、評価部会において部会としての分析を行い、最終的に、法科大学院認証評価委員会が、書面調査による分析結果を作成します。

Q45 機構における基準ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「基準を満たしていない」の判断がなされるのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、機構が評価結果（案）を対象法科大学院へ通知する段階までに、「判断保留」の基準についても判断を行います。

Q46 認証評価において、各法科大学院が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。

A 機構の認証評価は、教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、法科大学院が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査は、各法科大学院が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各法科大学院におかれましては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要と考えます。

Q47 評価方法に記載されている「書面調査では確認することのできない内容等」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。

A 「書面調査では確認することのできない内容等」とは、機構において自己評価書だけでは基準の分析・判断ができない場合に確認する内容及び資料・データ等や、実際に現地に行かなければ確認できない内容（教育現場の視察や学習環境の状況調査）を指しています。

また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、機構が評価を実施する上で、法科大学院における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める形で調査・収集する資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等の既に公表されている資料等から収集するデータ等を指しています。

Q48 訪問調査では、具体的に何人の評価担当者が訪問し、何日間にわたって調査を行うのか。

A 訪問調査は、機構が別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、その調査結果を対象法科大学院に伝え、対象法科大学院の教育活動等の状況に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的として実施することとしています。訪問する評価担当者の人数及び日程については、現在検討中ですが、試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）を参考に、また法科大学院の教育課程等を考慮し、評価担当者はおおむね7～8人、訪問日数は3日間程度が考えられています。

なお、実際の評価担当者の人数及び訪問日数は、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえて、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で評価部会が決定します。

Q49 訪問調査における学生、修了生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は対象法科大学院の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等については、訪問調査の1ヶ月前までに決定し、対象法科大学院へ通知します。

Q50 修了生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。

A 修了生に対するアンケートについては、自己評価の根拠となる資料・データになると想定できますが、実際に修了生からご意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては修了生との面談を行いたいと考えています。

Q51 訪問調査における修了生との面談時の旅費は、試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）と同様に機構側で負担してもらえるのか。

A 訪問調査における面談対象者の旅費については、各対象法科大学院の負担でお願いします。

Q52 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手続（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果（案）の通知から意見の申立ての手続までの期間は1ヶ月程度となっておりますが、これまでの試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）の経験から問題はないと考えています。

Q53 評価結果の公表の際は、評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各法科大学院の優れた点、改善を要する点等を指摘し、それらを評価結果としてまとめます。評価結果は意見の申立ての手続きを経た後、評価報告書として各法科大学院を置く大学へ通知するとともに、その内容を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」（61ページ）及び「評価実施手引書」（21ページ）に掲載しておりますので、ご参照ください。

Q54 評価基準を満たしていないと判断された法科大学院は、評価結果で「基準を満たしていない法科大学院」として社会に公表されるのか。

A 一つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表します。なお、法科大学院を置く大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を行い、その結果、当該基準を満たしていると判断した場合に、先の本評価と併せて適格認定を行います。

なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各法科大学院を置く大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受けなければならないわけではありません。

Q55 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。

A 機構の認証評価は、あくまでも各法科大学院の目的を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた法科大学院を順位付けするような形での公表はいたしません。

Q56 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象法科大学院等に混乱を生じさせるおそれがあると委員長が判断した場合については、この限りではありません。

また、議事録についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、評価対象法科大学院の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象法科大学院等に混乱を生じさせるおそれがある部分については、この限りではありません。

Q57 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、法科大学院を置く大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施することとしています。そのため、原則として各法科大学院を置く大学の実施希望年度に評価を実施することとして、様々な場合を想定した評価の実施体制について現在検討を行っています。

Q58 「機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。

A 文部科学省令において、認証評価機関は、「当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること」とされています。教育活動等の変更内容の届け出の制度は、機構が法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、教育課程又は教員組織に重要な変更があったことを把握し、機構の評価が変更前の教育活動等について行われたことを明示するためのものです。

なお、変更の届け出に関する詳細については現在検討を行っているところですが、新旧対照表等その違いが分かる書類により届け出ていただくことを考えています。

Q59 評価手数料の金額について教えてほしい。

A 平成19年度から実施する本評価の評価手数料は、350万円を予定しています。

なお、平成17年度から実施する予備評価の評価手数料は、現在、政府予算案段階ですが、200万円としています。

また、予備評価を受けた後、当該法科大学院が開設後5年以内に受ける最初の本評価については、150万円を予定しています。

IV 自己評価書の作成

Q60 機構の認証評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 機構の認証評価（予備評価）を受けようとする法科大学院は、実施年度の6月末までに自己評価書を提出していただくこととしていますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。ただし、平成17年度に実施する予備評価においては、自己評価を行う期間を確保するため、自己評価書の提出を6月末から7月末に変更いたしました。評価に必要な根拠となる資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

Q61 基準1-1-1及び基準1-1-2は、法科大学院が満たすべき要件を包括的に定めた基準であると考えられるが、どのように自己評価を行えばよいのか。

A 自己評価は、原則として基準ごとに状況の整理を行うこととしています。しかし、当該基準のように、別の基準で定められた要件を含んだ基準がありますので、その場合は、他の基準の分析状況を踏まえ、整理してください。（例えば、基準1-1-1においては、「厳格な成績評価及び修了認定については、基準○（○頁）参照」とするなど。）
機構における評価においても、別の基準での評価結果を踏まえて当該基準の評価を行います。

Q62 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受けませんが、自己評価書作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

Q63 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。

A 機構の評価は各法科大学院の目的を踏まえて実施することから、機構の評価担当者は第三者の視点で、「目的」に記載されていることを通じて法科大学院の全体的な意図を理解しますので、そのことに留意の上、具体的に記載していただくことが求められます。
また、自己評価書に記載された目的は、原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので、字数制限の範囲で記載してください。

Q64 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

A 機構の認証評価において、法科大学院の目的自体が基準 1－1－1 及び基準 1－1－2 での評価対象となっています。

第 1 章「教育目的」では、

基準 1－1－1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1－1－2－1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

が定められており、まず、法科大学院の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価します。

すなわち、第 1 章「教育目的」において、法科大学院の目的の明確性等について評価しますので、機構の評価において目的の内容が不明確だと判断された場合は、自己評価書の再提出を求めるのではなく、その旨を評価結果として公表することとなります。

Q65 自己評価実施要項の別紙 2「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」にある資料は、必ず全部提出するのか。

A 別紙 2 に挙げている資料・データ等は、評価基準に示された基準ごとに自己評価を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはあくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各法科大学院の目的に応じて、基準に係る状況を明確に記述されるよう、適宜、利用してください。また、各法科大学院の目的や状況に応じて、別紙 2 に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いてください。なお、資料・データは、基準に係る状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。

Q66 基準に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 各法科大学院の状況や、事項の内容等によりますので、一概に何年間の状況ということとは言えませんが、おおむね過去5年間（初回は開設から現在まで）の状況を示していただくと、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られるものと想定されます。活動や取組の内容によっては、過去5年間よりもさらにさかのぼる必要が生じる場合や、5年間より短い状況分析で十分な場合も考えられます。自己評価の分析の対象期間は、法科大学院の判断によるものと考えておりますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することになります。

また、評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

Q67 取組や活動によっては、根拠となる資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のことを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。

A 自己評価では、各基準に関する取組や活動がどのような状況にあるのかについて、その状況が確認できる根拠となる資料・データにより分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データにより確認・分析します。

根拠となる資料・データは、このような基準に係る状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該法科大学院と協議の上決定することになります。

Q68 「字数制限を超える場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、目安として字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えますが、字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを計っていく予定です。なお、機構に相談があった場合は、それぞれの法科大学院の状況等により対応を行うことを考えております。

Q69 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 自己評価書には、基準に係る状況を分析するための根拠として必要な資料を記載・添付していただくことになります。最小限必要と思われる以上の資料が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料は大量になりすぎることのないようご協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。）

根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としての添付をお願いしていますが、位置・方法については法科大学院で判断し、分かりやすく添付してください。

また、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

Q70 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等もすべて記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいのか。

A 紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることで結構ですが、資料等がスキャンで転載できない場合には、電子データ上では空欄にしていたでいい構いません。電子データにおいて空欄にする場合、資料記載箇所である旨を明記してください。

なお、紙媒体で提出する自己評価書に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだりするなど、A4サイズの様式内に収めてください。

Q71 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付すべきか。

A 同じ根拠資料・データ等を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「○○の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。また、根拠資料・データ等を別添にする際にも、どの部分が根拠となるのかが分かるように自己評価書に明記してください。

Q72 自己評価を行った取組や活動すべてが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 機構における評価では、基準ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、すべてを検討した上で分析を行い、基準の評価を行います。ただし、評価報告書における「章ごとの評価」の記載では、基準の適合状況の判断となった根拠理由を精選・整理し、記述するとともに、法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点等」として記述します。したがって、自己評価を行った取組や活動すべてについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

V その他

Q73 評価の検証はいつ行われるのか。(評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。)

A 認証評価に関しては、今後、実施していく中で、常に検証を行いながら、より良い評価システムの構築に向けた改善を行っていく予定です。なお、平成12年度着手分から平成14年度着手分までの試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）に関しては、外部の有識者等からなる検証委員会を設け、検討を行いました。検証の内容及び検証の結果は、「検証報告書」としてウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）で公開しています。

Q74 予備評価の効果及び本評価との関連性について、伺いたい。

A 予備評価は、学年進行中の希望する法科大学院を対象に、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資する目的で実施するものです。原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施することから、予備評価における自己評価の経験や評価の結果は、本評価において活用できるものと考えています。

Q75 予備評価の評価結果の公表は、どのように行うのか。

A 予備評価は、初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階にある法科大学院を対象としているため、基準のすべてについての適合状況の評価を行うものではありません。また、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資する目的で実施するものです。したがって、その評価結果は当該法科大学院を置く大学に通知しますが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではありません。

なお、機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、不開示情報に当たらない限り、開示する必要が生じることがあります。

Q76 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、伺いたい。

A 大学機関別認証評価は学校教育法第69条の3第2項に基づき実施されるものであり、一方、法科大学院認証評価は同法第69条の3第3項に基づき実施されるものです。したがって、認証評価機関としての認証は別に行われるとともに、評価基準等は各々に定められているように、基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

ただし、評価の効率化の観点から、両評価を機構で受ける大学については、大学の負担が可能な範囲で少なくなるよう検討したいと考えています。

Q77 他の認証評価機関と異なる点（特徴など）はあるのか。

A 機構の認証評価は，6つの基本的な方針（Q4参照）に基づき，実施することとしています。

評価に当たっては，各基準を満たしているかどうかの判断に加え，各法科大学院の教育活動等の特色を発揮できるよう，評価基準に基づいて，法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし，教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにします。

